

平成22年度第12回庁議 会議録

[日 時] 平成23年2月10日(木) 午前9時～午前10時32分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※議会事務局は、課長が代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

(2) 議会答弁課題進捗状況について (関係部局)

(3) 平成23年度施政方針(案)について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成23年度定員管理計画について (総務部)

(2) 「障がい」の表記の使用に関する取扱いについて (福祉部)

1 市長あいさつ

市議会定例会が、2月21日に開会予定です。会派説明については、今週の月曜日から水曜日にかけてありましたが、その中での質疑応答事項、3月議会での質問、予算審議等の予想される項目については、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 議事に入る。「市議会定例会提出議案について」であるが、その前に会派説明の報告を企画部から願います。

<企画部長>

会派説明の概要について説明する。今回は、5部局から7項目について会派説明を行った。

まず、1件目、平成23年度当初予算及び平成22年度3月補正予算の主な質問や意見としては、子ども手当の一般財源分とはどういうものか、文化センター改修にかかる調査結果はどのようなものだったのかと言う質問や総合文化施設の建設と文化センター大ホールの改修、郷土美術館の活用

も含めた全体的な計画を説明することが必要であり、文化センターの改修は可能な限り市民要望をかなえて欲しいという意見があった。また、見守り推進員については、まちづくり校区集会等で要望のあった意見を反映していると思うが、1人1,000円という金額については了承を得ているのか、デマンドタクシーの試行運転が始まったが、登録者数や利用者数の状況はどうか、国際化推進費の外国人窓口設置事業は、一階にブースを作らないのかといった質問や、漁港施設機能保全事業の保全工事はすべて補修で考えているのか、また、河又東平線改良事業の施工場所はどのあたりかなのか、合併特例債の活用期限は平成25年までだが、角野船木線改良事業の事業年度は当初から29年度までだったのかといった質問のほか、国保会計への繰り出し基準についての質問もあった。

2件目の新慈光園の管理運営形態については、入所基準の変更はないか、新慈光園への現在の入所希望状況はどうなっているのか、指定管理者としてはどういうところが考えられるか、旧慈光園の跡地についてはどう考えているかなどの質問があった。また、指定管理者制度を導入し、サービスの向上が守られなかった場合の指導体制は確立しておくべきだと思う、直営の場合と指定管理者の場合の運営経費見込みについては、同じ職員数をベースに算出すべきではないかといった指摘があった。

3件目の若水乳児園及び若宮保育園の改築については、定員を30人増やす必要があるのか、市内の待機児童の現状はどのようになっているのか、当面は直営により運営するとしているが、民営化は考えていないのか、現在の若水乳児園、若宮保育園跡地はどのように活用するのかといった質問や建替えにより影響のある保護者への説明は丁寧な説明をするようにしてもらいたいという意見もあった。

4件目の新居浜市中小企業振興条例及び新居浜市企業立地促進条例の一部改正については、人材養成事業の限度額を100万円にし、雇用促進事業の限度額を10万円に引き上げるが、金額の算定の基準は何か、また、空き店舗活用事業の対象業種についての質問や人材養成事業の対象事業内容についての質問等があった。そのほか、低炭素型事業促進奨励金の対象事業とはどのようなものが考えられるのかといった質問や企業立地促進奨励金は、相当部分が大企業に交付されるのではないかと、これまでの補助実績はどうなっているのかといった質問や企業立地促進奨励金の限度額を3億円にした根拠についての質問があった。

5件目の企業誘致整備対策事業については、土地の賃貸借料は具体的にいくらか、固定資産税の想定額はどのくらいか、また、経済波及効果や雇用についてはどのくらいを見込んでいるのかといった質問があり、そのほか第1期操業のメインの場所はどのあたりになるのか、地元自治会への説明はしているのか、といった質問があった。

6件目の新居浜駅周辺整備の進捗状況と今後の予定については、駅周辺では、放置自転車対策を行うのか、自動車の駐車台数はどのくらいを考えているのか、駐輪場内での自転車の収容方法はどのようになるのか、駅北の駐車場は、最終的には、有料駐車場にするのかといった質問があった。

7件目の水道事業の主要事業については、水源施設監視システムの更新スパンはどのくらいを考えているのか、「管路台帳システム」は、外部から閲覧することは可能なのか、新山根配水池・船木配水池等整備事業にかかる経費は、水道収益で賄えるのか、といった質問があった。その他、「管

路台帳システム」には、瀬戸寿上水道組合地域が抜けているのでは意味がないのではないかと、上水道組合の世帯は把握しようとしなかったのかといったような指摘もあった。

市長 それでは、議案に沿って進めていく。

<環境部長>

まず、報告第2号、「専決処分報告」について説明する。本件は、「和解について」であり、平成22年7月下旬、新居浜市第2平尾墓園に設置している合葬式納骨施設のステンレス製花立て4個を相手方が盗み、損傷させた事件について、相手方と和解をするため、平成23年2月1日、専決処分をしたので、報告するものである。和解の内容については、相手方は、損傷させた花立て4個を原状に回復し、平成23年2月14日までに、新居浜市に返還することなどを確認し、和解したものである。なお、損傷を受けた花立てについては、すでに相手方から返還され、担当者による復旧確認を行ったのち、受領している。

次に、議案第12号「新居浜市公衆便所設置及び管理条例を廃止する条例の制定」について説明する。本条例は、昭和38年の「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、本市においては公衆便所を公の施設として位置付けしたことから、公の施設の設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとする地方自治法第244条の2第1項の規定に基づいて、昭和39年に制定したものである。しかしながら、公衆便所等不特定多数の方が利用することを目的とした無人の施設については、その性質上、市民の施設の使用を不当に制限することは考えられず、地方自治法第244条の規定に基づく公の施設として管理するのではなく、行政財産として管理すれば足りるとの解釈が全国的に定着してきている。また、同様の観点から、その使用に当たり、市民の権利制限、義務賦課につながることも考えられず、地方自治法第14条の概念からも、その設置及び管理については、条例を要さないものである。今後、公衆便所を、公園施設としての便所等と同様に行政財産として管理していくことで、従来どおりの管理が可能であることから、本条例を廃止しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<教育委員会事務局長>

報告第3号、「専決処分報告」について説明する。

本件は、「損害賠償の額の決定」についてであり、平成23年1月13日午前11時45分頃、新居浜市立南中学校駐車場において、給食を配送中の公用車が後進した際、駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、平成23年2月7日、専決処分をしたので報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び株式会社損害保険ジャパンの査定により、車両の修理に要する費用等37万円と決定したものである。なお、損害賠償金については全額、株式会社損害保険ジャパンより支払われている。学校給食の配送については、事故等があると直接給食に影響することから、日頃より安全運転の励行に努めているところである。しかし、今回の物損事故は運転者の注意不足によるものであることから、今後、このような事故が起これないように交通安全運転の講習会等を行うとともに安全教育の徹底を図り、安全、安心、そして子ども達に喜ばれる学校給食に努めていく。

<建設部長>

議案第2号、「市道路線の認定及び廃止」について説明する。今回認定しようとする路線は、6路線である。そのうち路線番号178号は、県が行う道路建設事業による起終点の変更に伴い、一旦、廃止し、変更して新たに認定しようとするものである。1032号から1035号までの4路線は開発道路で寄附を受けたもの、1036号は道路建設事業によるものである。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1036路線、総延長は約515Kmとなる。

議案第16号「新居浜市都市公園条例の一部を改正する条例の制定」について説明する。本議案は、多極型産業推進事業用地の造成に伴い、本年4月から供用開始になる東浜公園の多目的芝生広場に設置する照明施設について、これを有料公園施設として管理するとともに、当該施設の使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、有料公園施設を規定している別表第1に東浜公園多目的芝生広場照明施設を追加し、都市公園に係る使用料を規定している別表第2に同施設の使用料に係る規定を追加しようとするものである。同施設の使用料については、電気料金及び維持管理経費の実費相当額の6割の額としている。なお、この条例は、平成23年4月1日から施行し、改正後の条例中、同施設の使用料に関する部分については、翌5月1日以後の利用に係る使用料について適用したいと考えている。

<総務部長>

総務部からは、議案第3号、議案第5号、議案第7号、議案第8号及び追加予定の人事議案について説明する。

まず、議案第3号、「工事委託協定の変更」についてである。本議案は、「新居浜市公共下水道新居浜市下水処理場の改築工事（その9）」の、工事委託協定の変更であり、平成22年6月議会での議決を経て、日本下水道事業団と3億2,700万円の工事委託協定を締結し委託したものであるが、今回の変更は委託金額の減額である。この減額については、競争入札の結果入札減少金等が生じたことによるものであり、当該減少金1億1,100万円を減額し、委託金額を2億1,600万円に変更しようとするものである。「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決をいただいた契約の変更であるので、改めて議会の議決を求めるものである。

次に、議案第5号、「新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定」についてである。教育委員会においては、公民館の地域主導型への移行を順次実施してきたが、この3月をもって移行が完了することに伴い、教育委員会事務局に公民館指導職員を配置するため、また、現在福祉部児童福祉課が所管している放課後児童クラブについて、放課後の子どもたちの安全な居場所づくりのために、学校との更なる連携が必要となることから教育委員会にこの事務を移管するため及び発達支援課の発達支援業務の充実に向けての体制整備のため、教育委員会に係る職員定数を調整する必要が生じたことから、これらの定数を改めようとするものである。改正の内容については、第2条第5号において規定している教育委員会の事務局の職員定数を37人から41人に、同条第6号において規定している教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員定数を76人から72人にそれぞれ改めようとするものである。なお、この条例は平成23年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第7号、「新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてである。普通地方公共団体の非常勤行政委員の報酬については、地方自治法第203条の2第2項の規定により、勤務日数に応じて支給する日額支給を原則としているが、本市においては、同項ただし書の規定に基づき非常勤行政委員のうち、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、非常勤監査委員及び農業委員会委員に対する報酬については、本条例により月額支給を行っているところである。しかし、平成21年1月の「滋賀県の行政委員に対する月額報酬は地方自治法に反し違法である。」とした大津地裁の判決後、全国的に非常勤行政委員に対する報酬の在り方の見直し、検討が進められている。こうした情勢を受け、新居浜市特別職報酬等審議会に対して非常勤行政委員の報酬の日額化について諮問したところ、「選挙管理委員会委員は選挙の有無により繁閑の差があり報酬は日額制とすることが適当である」との答申がなされたことから、今回選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員の報酬について、月額支給から日額支給に改めようとするものである。改正の内容についてであるが、第4条の改正については、選挙管理委員会委員の報酬の日額化に伴い、必要となる条文整備を行うものである。別表の改正については、選挙管理委員会委員長の報酬を月額49,200円から日額23,000円に、選挙管理委員の報酬を月額37,500円から日額21,000円にそれぞれ改正するものである。なおこの条例は、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第8号、「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」についてである。地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払うこととなっている。これまで本市においては、給与からの控除、いわゆる給与の天引きの対象となっているもののうち、職員共済の掛金等その根拠が法定されているもの以外のものについて、規定がなかったため、給与支給の実態に合わせ、今回その根拠を条例に規定しようとするものである。改正の内容についてであるが、第7条の2を第7条の3に繰り下げ、新たに第7条の2として給与の天引きの根拠となる1条を加えようとするものである。同条には、給与から控除できるものを列記しており、第1号から順に、財団法人愛媛県市町村職員互助会の掛金、愛媛県市町村職員共済組合が行う貯金、新居浜市職員宿舎の使用料、地方公務員法第53条の規定により登録された職員団体の組合費及び当該職員団体への納入金、これらに準ずるもので市長が別に定めるものを掲げることにより、これらを給与から天引きする根拠としている。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、人事議案であるが、新居浜市副市長の選任については、新居浜市副市長石川勝行氏は平成23年3月31日をもって任期が満了するので、新たに副市長を選任することについて議会の同意を求めるものである。

<福祉部長>

議案第6号、「障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例」の制定についてである。本議案は、国において「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関

する法律」が平成22年12月10日に公布され、平成24年4月1日までの間に随時施行される予定となっている。同法において「障害者自立支援法」の一部が改正され、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」ほか4条例について、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、条例の一部を改正するものである。第1条から第5条まで及び第7条から第9条までについては、「障害者自立支援法」の一部改正に伴う関係条例における引用法令条項のずれを修正するため、条例の一部を改正するものである。第6条については、「障害者自立支援法」の一部改正に伴う引用法令条項のずれの修正及び引用法令条項の改正に伴い「知的障害者更生施設（くすのき園）」に係る費用額及び負担額に関する表記が変更となり、使用料の計算方法が変更となるため、条例の一部を改正をするものである。施行日については、第1条、第3条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成24年4月1日までの政令で定める日又は条例公布日のいずれか遅い日とし、第2条、第5条、第7条及び第9条の規定は、平成24年4月1日から施行したいと考えている。なお、第6条の規定に基づく使用料については、政令で定める「障害者自立支援法」一部改正の施行日より条例公布日が遅い場合は、法施行日から条例交付日の前日までの使用料については、市長が別に定めることとしている。

次に、議案第10号、「新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。本議案は、月途中に入園、又は退園した児童のその月の保育料の算定方法を変更し、この算定方法について規則において規定するよう、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、月途中の入退園に係る保育料の算定方法を規定している条項、第7条第3項を削るものである。現行の算定方法は、月の15日以前に退園、又は16日以後に入園した児童のその月の保育料を、一律月額半額とするものであるが、これを保育の実施日数に応じて日割計算により算定する方法とし、受益者負担の適正化を図りたいと考えている。この日割計算の方法については、「新居浜市保育料及び母子生活支援施設使用料その他の費用の納入規則」を改正して規定することとしている。なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第11号、「新居浜市老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。本議案は、新居浜市立慈光園の建替工事が完成することに伴い、第2条中の位置について、現在の滝の宮町2番1号を西の土居町1丁目6番20号に改正するものである。なお、この条例は平成23年6月1日から施行したいと考えている。

<市民部長>

議案第9号、「新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例及び新居浜市高齢者生きがい創造学園設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」について説明する。本議案は、本年4月の組織改革により、新居浜市生涯学習センター及び学習館並びに新居浜市高齢者生きがい創造学園の管理運営を市民部から教育委員会へ移管することに伴い、施設の管理権限を教育委員会に委任することを予定していることから、それぞれの条例に定めるもののほか、施設の管理に関し、必要な事項について教育委員会規則で定めることができるよう条例改正をしようとするものである。第1条、「新居浜市生涯学習センター設置及び管理条例の一部改正」については、第7条において、規則で定めることとする委任について規定しているが、同条中の「規則」の用語を「教育委員会規則」に改め、

教育委員会において管理に関し、必要な事項を定めることができることとするものである。次に、第2条、「新居浜市高齢者生きがい創造学園設置及び管理条例の一部改正」については、条文の整備を行うほか、新居浜市生涯学習センターと同様の趣旨で第10条中の「規則」の用語を「教育委員会規則」に改めようとするものである。なお、この条例は、平成23年4月1日から施行したいと考えている。

<経済部長>

議案第13号、議案第14号及び議案第15号について説明する。

まず、議案第13号、「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」の制定についてである。現行の中小企業振興条例は、本年3月31日をもって失効になる。市内中小企業の経営の安定に資するよう支援を行ってきたが、収益状況や雇用環境に依然として厳しさが残っている。また、地場産業となる製造業においては、技術・技能者の育成や人材確保が、商業においては、空き店舗が増加している商店街の活性化がそれぞれ課題となっている。今回の改正は、このような状況を踏まえ、補助制度の見直し及び新設を行うとともに、本条例を平成26年3月31日までの3年間延長しようとするものである。改正のポイントであるが、1つには中小企業者の人材養成支援の拡充、2つには雇用促進策の拡充、3つには商店街活性化のための新たな補助制度の創設である。まず、中小企業者の人材育成養成支援の拡充については、第9条の中小企業団体が経営者及び従業員のために研修をしたとき、第10条の中小企業の経営者及び従業員が人材養成のために国、県及び市が設置した中小企業のための人材養成機関等で研修をしたとき、第10条の2の中小企業の経営者及び従業員が後継者の育成、技能の向上等を図るため、別に定める技能検定試験を受験し、合格したときにそれぞれ補助限度額を20万円から100万円に引き上げるものである。なお、人材養成機関については、東予産業創造センターだけであったが、平成23年度に建設する新居浜市ものづくり産業振興センターを付け加えるものである。次に、雇用促進策の拡充については、雇用した従業員1人ごとの補助金の額を6万円以内から10万円以内に、短時間労働者については、1人ごとに3万円以内から5万円以内にそれぞれ引き上げるものである。なお、限度額60万円については据え置いている。次に、商店街活性化のための補助制度の新設については、商店街の空き店舗活用による賑いの創出を図るため、第5条の3として1条を追加し、中小企業者及び団体が空き店舗を改装して店舗を設置した場合であって、これに30万円以上の経費を要したときは、補助割合を、30万円を超えた額の100分の50以内、補助限度額を100万円とし、補助の対象とする制度を加えるものである。

次に、議案第14号、「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例」の制定についてである。現行の企業立地促進条例は、平成14年4月に施行後、一部改正を4回行ってきた。この間、本条例に基づく奨励措置により、本市への企業立地に一定の成果があったが、企業誘致の地域間競争は、以前にも増して激しくなっている。このような状況を踏まえ、本市としても、新規立地や既存企業の更なる設備投資を促すため、本条例を平成26年3月31日までの3年間延長しようとするものである。改正のポイントは、1つは企業立地促進奨励金の限度額の引き上げ、2つには中小企業者指定要件の緩和・拡大、3つには新たな奨励措置の設置である。まず、企業立地促進奨励金

の限度額の引き上げについては、別表に掲げる奨励金の限度額を現行「1億円」から「3億円」に改め、制度の拡大を行おうとするものである。次に、中小企業者指定要件の緩和・拡大については、第7条第1項第2号に規定する中小企業者の指定要件について、投下固定資産総額「3,000万円以上」から「2,000万円以上」に緩和するほか、別表に掲げる企業立地促進奨励金の中小企業者に対する交付要件について、新規雇用従業員がいない場合の奨励金の額を、市が評価した額の「100分の0.7以内の額」から「100分の1.4以内の額」に改めるものである。

次に、新たな奨励措置の設置については、本市経済の新たな成長を図るためには、低炭素化に対応できる企業の立地・育成が重要であることから、新たな奨励措置として、低炭素型事業促進奨励金を設けようとするものである。この奨励金の交付要件については、低炭素型事業の展開に伴う企業の立地を行い、新規雇用従業員を5人以上、中小企業者にあつては1人以上雇用した場合に奨励金を交付することとし、奨励金の額については、市が評価した額の「100分の1.4以内」、限度額を「1億円」としようとするものである。また、その他として企業立地をより促進するため、新規事業促進奨励金及び低炭素型事業促進奨励金については、既存の建物等を活用した設備投資のみに対しても適用しようとするものである。

次に、議案第15号、「新居浜市貯木場設置及び管理条例を廃止する条例」の制定についてである。新たな工業用地を確保するため、平成21年度から貯木場事業用地を造成しているところである。造成工事中においても、近隣事業所に対しては、工事と調整しながら新居浜市貯木場の使用を許可してきたが、造成工事もほぼ完了し、今後、工業用地として分譲を行っていくことから、新居浜市貯木場を廃止しようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<水道局長>

議案第17号、「新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。本議案は、安心して安全な水道事業の推進を目的として、現在作業を進めている「新居浜市水道事業経営認可」の変更に合わせて、地方公営企業法第4条の規定に基づき、本条例で定めている企業の経営の基本に関する事項中、給水人口及び給水量について見直しを行うものである。水道施設の更新や再整備計画を策定するうえで重要な要素となる給水人口及び給水量の推定については、平成22年度に策定した「新居浜市水道ビジョン」に沿って、減少傾向にある人口や節水型社会の進展を考慮したうえで検討を行った。その結果、給水人口を130,000人から120,000人に、給水量を1日最大78,200立方メートルから1日最大56,300立方メートルにそれぞれ変更することにより、適正かつ効率的な水道施設の更新及び再整備につなげていきたいと考えている。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第18号、「新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例」の制定についてである。現在、水道料金を納期限までに納入されない使用者に対しては、地方自治法施行令第171条の規定により、督促状を発送し、当該発送事務に係る経費として、100円を徴収している。本議案は、本条例第33条の規定による水道料金等の減免と同様に、督促事務費についても、被災された方など、やむを得ない理由があると認める使用者に対しては、条例の規定を根拠として督促事務

費を徴収しない対応が可能となるよう、条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、第32条の次に第32条の2として、督促事務費に係る規定を加え、徴収の根拠とするとともに、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる旨を規定するものである。その他の改正については、この条の追加に伴う所要の改正、字句の修正等を行うものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、条例に加える第32条の2の規定については、平成23年5月分として徴収する料金に係る督促事務費から適用したいと考えている。

次に、議案第29号、「平成23年度新居浜市水道事業会計予算」及び議案第30号、「平成23年度新居浜市工業用水道事業会計予算」の2件について説明する。

まず、水道事業会計であるが、収益的収入および支出では、事業収益が、18億3,299万円、事業費用が、18億1,899万3千円とし、差引1,399万7千円の純利益を見込んでいる。資本的収入および支出では、企業債など資本的収入が、2億2,431万円に対し、企業債償還金、建設改良費を含む資本的支出が、12億8,618万1千円となっている。これにより、差引では、10億6,187万1千円の不足を生じるが、損益勘定留保資金等で補填することとしている。なお、事業費用及び資本的支出の合計は、31億517万4千円となっている。

次に、工業用水道事業会計であるが、収益的収支では、事業収益が、2億4,548万円、事業費用が、2億1,834万4千円で、差引2,713万6千円の純利益を見込んでいる。資本的収支では、資本的収入がないので、資本的支出5,280万7千円全額を損益勘定留保資金等で補填することとしている。なお、事業費用及び資本的支出の合計は、2億7,115万1千円となっている。

次に、事業の重点項目としては、水道事業では、水源施設監視システムの更新、新山根配水池・船木配水池等整備事業の推進、管路台帳システムの導入及び包括的業務委託の推進などを予定している。また、工業用水道事業では、電気計装設備、濁度計更新などにより住友3事業所への安定供給を行うこととしている。

<企画部長>

議案第19号から議案第28号までの平成23年度当初予算議案については、平成23年度当初予算案の概要に沿って、一括して説明する。

当初予算規模は、一般会計は、445億1,472万円、対前年度比で15億2,276万9千円、3.3%の減となっているが、直近5年間では平成22年度に次ぐ予算規模である。特別会計は、330億9,626万7千円で、対前年度比14億8,186万6千円、4.7%の増となっている。企業会計は、33億7,632万5千円で、1億239万4千円、3.1%の増、全会計では6,149万1千円、0.1%の増となっている。

次に、歳入の主な項目についてである。まず、市税については、平成22年度は法人市民税が当初の見込みを大きく上回っているが、円高傾向や海外景気の下振れリスクなど、企業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、平成23年度は22年度決算見込みを下回る見通しであり、前年度当初予算との対比で、3億5千万円の増収にとどまるものと見込んでいる。市税全体では、前年度比2.2%増の179億388万8千円を見込んでいる。地方交付税については、昨年度の地

方財政計画において単年度限りとされていた「地域活性化・雇用等臨時特例費」が、単位費用への算入も含めて1.2兆円規模で、平成25年度まで延長されたことや臨時財政対策債の償還費の増などの増額要素がある一方で、市税収入の増加や22年度国勢調査人口の減少などの減額要素により、前年度よりも6,500万円、1.2%減の53億8,000万円を見込んでいる。市債については、土地区画整理事業や小中学校耐震補強対策事業、慈光園建設事業などがピークを越えたことにより、普通建設事業費が大きく減少したことから、対前年度比で28億7,850万円、41.1%の大幅な減少となる41億3,220万円としている。平成23年度末の市債残高も499億7,548万7千円で、平成22年度当初予算時の残高見込みよりも24億7千万円、4.7%減少するものと見込んでいる。これに伴い、「地方債依存度」も9.3%と、前年度の15.2%から大幅に低下している。

次に、歳出についてである。人件費は、退職手当の減少などにより、対前年度比4,891万5千円、0.6%減の79億2,063万9千円となっている。扶助費は、子ども手当費の増加などにより、対前年度比6億8,791万7千円、7.4%増の99億7,690万4千円になっている。公債費は、1,469万1千円、0.3%の減である。普通建設事業は、駅周辺整備事業や国領川緑地整備事業、小中学校耐震補強対策事業など、54億8,977万1千円で、対前年度比は、35.4%の減となっている。繰出金は公共下水道事業繰出金の増加、借り換えなしで繰上償還を実施する予定であるためなどで、対前年度比8%増の47億9,793万3千円である。

一般会計の主要事業については、時間の都合で省略する。

経費別予算について説明する。まず、経常経費では、対前年度比6億6,533万7千円、2.4%減の275億9,574万円、構成比は62.0%となっている。施策費では、対前年度比21億1,132万5千円、22.8%増の113億6,568万7千円、構成比は25.5%となっている。主な事業は、子ども手当費、感染症等予防費のほか、見守り推進員活動費や地域生活支援推進費、発達支援教育充実費などの拡充等である。公共事業では、対前年度比23億5,901万8千円、45.8%減の27億8,743万1千円、構成比は6.3%となっている。主な事業は、駅周辺整備事業や総合文化施設建設事業、国領川緑地整備事業などである。単独事業では、対前年度比6億973万9千円、18.2%減の27億3,586万2千円、構成比は6.1%となっている。主な事業は、企業誘致整備対策事業、ものづくり人材育成施設建設事業、別子山地区飲料水供給施設整備事業などである。

特別会計については、省略する。

次に、議案第31号から議案第38号までの平成22年度3月補正予算について説明する。今回の補正額は、6億3,192万6千円の追加である。主な内容は、公共事業の介護基盤緊急整備事業については、小規模特別養護老人ホーム等の施設整備補助について県の補助単価が増額されたことに伴い、事業者に対する補助金を1億585万2千円追加するものである。公共事業については、このほか工事費等の入札減少金を減額したことなどにより、全体で1億4,005万3千円の減額となっている。次に、施策事業であるが、生活路線維持運行対策費については、補助対象となる路線バスの運行実績が確定したことから、補助金4,425万3千円を追加するものである。次に、

経常経費である。財政調整基金積立金及び減債基金積立金については、市税の増収分などを積み立てるものである。単独事業費については、入札減少金などで1億9,457万8千円の減額としている。

次に、事業を賄う財源については、一覧表のとおりであるが、今年度法人市民税が、見込みより伸びているので、市税8億円を追加している。

次に、特別会計については、貯木場事業から介護保険事業まで記載のとおりであり、公債費の減額や事業費の過不足精算について予算措置をするものである。

市長 以上が、議会提出議案、当初予算である。多くの議案があるが、各部局の内容はもちろん、全体的な予算状況についても、十分認識をしておいていただきたい。第五次長期総合計画のスタートなので、都市像の実現に向けて始めていきたいと思うので、よろしく願います。

(2) 議会答弁課題進捗状況について

(関係部局)

市長 次の議題に移る。議会答弁課題進捗状況について、特に報告が必要と考える項目について、項目を絞って簡潔に説明をお願いします。企画部から順番に説明をお願いします。

<別添資料、議会答弁課題進捗状況一覧表に沿って説明>

<企画部長>

企画部から3件報告する。

まず、項目番号2番の駅舎の改修についてである。今年度、駅舎の改修については、外壁の改良、犬走りの改良、コンコースへの自動ドア設置、改札口の拡幅を行っている。外壁、コンコースへの自動ドア、改札口の拡幅は既に工事が完了している。犬走り改良工事については、駅利用者の動線及び安全性の確保の必要性から、その完成が平成23年度当初になる見込みである。

次に項目番号49番の芸術文化施設である。昨年12月市議会で、総合文化施設の基本設計、実施設計に係る補正予算が可決されたので、公募型プロポーザル方式により3月中に事業者を選定する予定である。また、市民組織である「あかがねミュージアム建設委員会」については、3月に第1回委員会を開催予定であり、市民との協働で、総合文化施設の平成25年度内の完成に向け取り組んでいく。

次に、項目番号53番、同じく総合文化施設であるが、総合文化施設とホテルを併設する方針案については、昨年12月議会でも、ホテルを併設しない総合文化施設単体の建設構想で設計予算が可決されており、その方針で設計事業者の公募を行っている。従って、この項目は、今回で完了とする。

<総務部長>

総務部の議会答弁課題の進捗状況について説明する。

項目番号31番の空き家対策については、今後の市としての対応を具体的に検討するうえにおいて、現状を把握する実態調査を行うため、平成23年度当初予算に「管理放棄住宅調査に要する経

費」として1,127万5千円を計上し、業務委託による調査を実施する予定である。

次に、項目番号32番の高齢者の安全については、すでに県内で高齢者が運転免許を自主返納した際に住民基本台帳カードの発行手数料無料化を実施している松山市、伊予市及び久万高原町の利用実績を聞き取り調査した結果、久万高原町以外の2市については、着実に利用者が増えている。65歳以上の方への住民基本台帳カードの無料化は、運転に不安を感じておられる高齢者の免許証返納の契機となり、高齢者の交通事故防止に一定の効果が期待できるため、平成23年4月1日から本市においても実施する。

<福祉部長>

福祉部からは、完了が4件、新規1件について報告する。

項目番号13番、第三者評価制度をともに創り上げていくということで、保育所民営化に伴う第三者評価の制度であるが、平成21年度に、20年4月に民間移管した新居浜八雲保育園の第三者評価と保護者評価アンケートを、平成22年度には21年4月に民間移管した新居浜南沢津保育園の第三者評価を実施した。今後民間移管を予定している中萩保育園、新居浜保育園についても、民間移管後1年を経過した段階で第三者評価を実施するということで確立したので完了としたい。

次に、項目番号21番、企業内託児所の設置、育児休暇制度の拡充などの子育て支援が実施されるよう、関係機関と連携を図りながら、企業に対し、環境整備の取り組みについての啓発に努めるということであるが、企業内託児所の設置計画のある企業に対し国の補助制度を紹介し、また、関係機関と連携を図りながら、企業に対し環境整備の取り組みについて啓発を行っている。このことについても、今後、情報があれば対応していくということで完了としたい。

次に、項目番号27番、地域自立支援協議会の今後の機能充実計画についてであるが、障害者の諸課題に対応していくための障害者自立支援協議会の組織作りについて検討していたが、平成22年8月に開催された第2回新居浜市障害者自立支援協議会において、組織を円滑に遂行するための「事務局会議」が承認されたこと、承認後「事務局会議」を毎月実施しており、そこで先進地研修先が決定されるなど実動ある組織として機能しているので、完了としたい。

次に、項目番号40番、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の公費助成についてであるが、平成23年3月から平成24年3月まで中学校1年生から高校1年生までの年齢相当の女子に対し、全額公費負担で希望者に予防接種を実施するということが対応できることとなったので完了としたい。

次に、項目番号41番、保育サービスについてであるが、保育サービス、特別保育のなかで休日保育、夜間保育の実施のことであるが、昨年策定した新居浜市次世代育成支援行動計画の中で、休日保育事業を平成24年度から実施するということと夜間保育事業については平成26年度の目標年次までに実施することを掲げている。休日保育については、平成24年度から実施したいと考えている。夜間保育については、平成23年度に予算措置している若宮保育園と若水乳児園の建替えに合わせて、その施設の中に、夜間保育事業の対応できる施設を建設したいと考えている。

<市民部長>

市民部からは、項目番号32番の市民サービスについて報告する。

まず、住基カードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付については、平成23年1月にコンビニ各社の導入予定と意向調査を実施した。現在実施中の1社については進出予定がなく、他社については、現在のところ導入の予定がないという調査結果であった。

次に、週末における窓口サービスの延長については、転勤、就職、進学等により届出件数の多い年度末の最終週において、市民の利便性の向上と窓口混雑の緩和を図るため、平日の午後7時15分までの2時間の時間延長を試行的に実施する。具体的には、今年度3月28日月曜日から3月31日木曜日までの4日間である。取り扱う業務は、これまで木曜日の延長で実施していた住民票の写しや印鑑登録、戸籍関係の証明のほか、転入・転出・転居等の住民異動届の受理、出生・婚姻・死亡等の戸籍関係の届出の受理、国民年金関係事務としているが、他市への照会を必要とする戸籍届にかかる証明書の発行はしない。また、来年度以降については、今年度の利用状況をみて、検討したいと考えている。

<環境部長>

環境部からは1件、新規の項目番号24番の受動喫煙防止とポイ捨て禁止について説明する。

JR新居浜駅前地区において、受動喫煙防止のための禁煙エリアの設定と吸殻や他のごみのポイ捨ても含めて防止すべきとの要望を受けており、区画整理課と協議を行い、駅前広場に2か所、啓発看板を設置する予定である。また、4月以降、JR新居浜駅前の歩行者の流れやごみのポイ捨て状況などの調査を実施するとともに、路上喫煙の禁止エリアの設定等について検討していく。

<経済部長>

まず、項目番号7番の筏津山荘改築事業について報告する。

(有)悠楽技については、ゆらぎ館のレストランメニューを洋風に変更し、オーベルジュゆらぎとして、3月5日にリニューアルオープンをする。筏津山荘の建替については、地域審議会を中心に、企業組合の設立に向けた取組みがなされている。進入路の橋については、老朽化のため先行して平成22年度事業で改良工事を行う。

次に、項目番号10番、デマンド型タクシーであるが、1月11日から、試験運行を開始しており、協議会へ負担金を支出するというので、協議会が運営し、新居浜市のタクシー組合に予約受付と運行を委託している。組合事務所内に予約センターを開設し、1週間前から予約を受け、川東エリアは東雲タクシー、上部東エリアは光タクシー、上部西エリアは中萩タクシーと光タクシーが運行を担当している。2月10日現在で、登録者は319人、世帯は189世帯である。意向調査を行っており、利用したいと思っている世帯が329世帯あったことから、登録していただいた世帯は、登録を希望したいと思っている世帯の57.4%となっている。しかし、1月11日から2月10日までの23日間、利用していただいた方は67人である。1日平均2.9人、1台平均1.1人となっている。そのために、1月18日に、文書による利用の呼びかけを行い、また、利用についてのアンケートを実施した。意見としては、「非常に良い、長く実施してほしい」、「行き先について、エリア外の病院、商業施設に行けないので考えてもらいたい」、「利用料金については、

夫婦で乗ると一般のタクシーと変わらない」、「時刻表について、帰りの便の待ち時間が長い」等があった。今後、利用者の声を参考として、より利用できるようなデマンド型タクシーとして運行をしていきたいと考えている。

<建設部長>

建設部から状況を報告する。

まず、項目番号6番の貨物ヤード、項目番号30番の駅裏のまちづくり、項目番号37番の鉄道高架、項目番号43番の新居浜駅菊本線の駅南への延伸については、それぞれ項目を掲載しているが、事業が関連しており、平成23年度において鉄道と道路との交差方式等について検討を行い、今後の方向性を決定したいと考えている。

次に、項目番号24番の快適な生活空間の形成については、中萩地区・神郷地区の公園整備の答弁内容となっているが、中萩きらきら公園については、今年の12月に全施設が完成し、供用を開始していることから、完了ということで削除したいと考えている。また、神郷地区公園整備については、項目番号39番の川東公園の進捗状況にも掲載しており、今年のまちづくり校区集会において「川東」から「神郷」に名称を変更し、昨年9月に地元との整備協議会を立上げ、本年3月に第3回目の協議会を開催予定しており、公園候補地を決定したいと考えている。

次に、項目番号40番の平形外山線南中学校西側の道路拡幅については、平成14年以降、墓地移転問題について地元の理解が得られず、移転協議が中断していた市道である。本年1月18日、関係自治会と墓地管理会役員に対し、現在までの経過と問題解決に向けた今後の進め方等について、第1回目の協議会を開催し、問題解決に向けた協議を重ねていく予定としている。

<水道局>

新山根配水池であるが、事業認可がほぼ完了したことから施設規模等が決定したので、23年度から25年度にかけ、事業を進めていきたい。

<教育委員会>

教育委員会からは、3件報告する。

まず、項目番号12番の図書館の祝日開館についてである。開館日を規定している管理条例施行規則の改正案が平成23年1月の定例教育委員会で議決され、平成23年4月1日から施行することとなっている。これにより、月曜日を除くすべての祝日で開館となる。このことから対応結果は完了としたい。

次に、項目番号15番の文化センターの改修については、平成23年度当初予算に計上済みで、大ホール楽屋の改修及び増設、一般トイレの洋式化の改修等を予定している。

次に、項目番号16番の公民館長報酬の増額については、人事課等との協議により、増額となる報酬額を定めたもので、平成23年度当初予算に計上済みとなっている。

<消防本部>

項目番号2番の自治会の土のうづくりについて報告する。自治会への土のうを作成するための土砂置場の設置については、校区1か所を原則に自治会に土地の提供や管理等について協力を求めてきた。現在の設置状況については、今年の10月末現在で9校区の設置であったので、11月に連

合自治会理事会において、再度設置について協力をお願いしたところ、さらに3校区の連合自治会で設置をしていただき、今年1月末現在で、12校区の土砂置場が確保できている状況となっている。今後については、残る6校区が設置されていない状況であるが、現状では、土地の確保等が大変難しい状況のため、今後、土地の提供の協力が得られることとなれば、残る校区についても対応していくということで、完了としたい。

市長 多くの項目があるが、整理しながら対応をお願いします。

(3) 平成23年度施政方針(案)について (企画部)

市長 次の議題に移る。「平成23年度施政方針(案)について」企画部から説明をお願いします。

<企画部長>

平成23年度の施政方針(案)については、2月1日の庁議で修正をお願いし、その後、修正された案を元に、市長とも協議しながら、各部局と事務局で最終的な調整を行い、現在、画面に出ている最終案を作成した。前回の庁議でも説明をしたが、「はじめに」と「終わりに」が入った全文については、議会の当日に配布し、市長が所信を申し上げることになっている。個々の内容についての説明は省略するが、本日の午前中までなら変更も可能であるので、なお確認をお願いします。

市長 既に見ていただいていると思うが、再度確認をお願いします。
本日の議題は以上である。連絡事項に移る。

3 連絡事項

(1) 平成23年度定員管理計画について (総務部)

市長 「平成23年度定員管理計画について」総務部から説明をお願いします。

総務部長 平成23年度の定員管理計画について説明する。

平成23年4月1日の職員数は、899人を予定している。この人数は、平成22年度当初の903人と比較して、4人の減員となっており、増減内訳としては、退職者が再任用の退職者を含めた32人に対して、新規採用者数は、再任用職員を含めた28人となっている。平成23年度の定員管理については、第五次長期総合計画に基づき「まちづくりの目標と組織の整合」を目的とした課所の移管、「主要事業の推進」に向けての総合文化施設に関する事務の特化、国土調査事業や地域福祉施策の充実、地域主導型公民館の支援体制、発達支援の相談業務の強化などへの対応、また、事業効率化のために組織機構改革された生活保護担当課の組織強化や用地課と土地開発公社の統合などへの対応をした。

平成23年度の定員管理では、各部局から多くの増員要望があったが、一部の課所での増員しか出来ないという状況になっている。したがって、各部長においては、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくことをお願いします。

部局ごとに変更のあった課所について説明する。

まず、企画部については、総合政策課が長期総合計画策定や国勢調査事務などの終了により2人の減員、駅周辺整備室が機構改革によりなくなり、新たに設置される総合文化施設準備室が4人となっている。

次に、総務部については、防災安全課の市民部への移管に伴い5人の減員、人事課が県との相互交流要員として2人の増員、管財課が退職不補充により2人の減員となっている。

次に、福祉部については、福祉課の分課に伴い新たに設置される地域福祉課と生活福祉課がそれぞれ14人と16人、児童福祉課は放課後児童クラブの移管に伴い1人の減員、児童福祉課付けになっている保育士の保育園への配置換で2人減員で計3人の減員、保育園については、退職者数と採用者数等の差引により1人の減員、国保課については職員数の変更はないが、国保連合会からの派遣研修職員を定数外職員として配置する予定となっている。

次に、市民部については、市民活動推進課が生涯学習センターの教育委員会への移管に伴い1人の減員、防災安全課が総務部から移管されることに伴い5人となっている。

次に、環境部については、環境施設課の衛生センターが1人の減員となっている。

次に、経済部については、農林水産課が係長級の休職者対応として1人の増員となっている。

次に、建設部については、都市計画課が公園トイレの一元管理や国土調査事務担当として3人の増員、区画整理課が工事担当の減員と換地業務の増員により差引2人の減員、用地課が国土調査事務の減により1人の減、兼務による効率化を図るため市関係用地事務2人及び登記事務1人の減、土地開発公社との兼務による課長職を除く公社用地課から8人の増で差引4人の増員、建築住宅課が設備係業務により1人の増員となっている。

次に、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局については、増減はない。

次に、教育委員会事務局については、社会教育課が公民館指導員要員と放課後児童クラブ担当要員等で計4人の増員、生涯学習センターが市民部から移管されることに伴い1人、発達支援課が支援業務の対応のため1人の増員、体育文化課が機構改革によりなくなり、新たに設置されるスポーツ文化課になるが9人で職員数は同数、公民館が地域主導型公民館への移行と公民館付け指導員の社会教育課配置により4人の減員、小学校が調理員の退職者不補充により1人の減員となっている。

次に、消防本部については、消防士の新規採用により3人の増員となっている。

次に、港務局事務局については、増減はない。

次に、水道局については、総務料金課が総務課に課名変更され、業務委託により1人の減員、工務課が再任用職員の定数内職員から定数外職員への変更に伴い1人の

減員となっている。

次に、土地開発公社については、用地課が建設部用地課と兼務となることに伴い、建設部で人員計上している。

次に、愛媛県との人事交流についてである。平成23年度から始まる新たな相互交流については、現在のところ2人を要望しており、総合政策課と保健センターへの各1人の相互交流職員の配置で依頼している。また、今年度から派遣をお願いしている道路課の土木職員については、継続要望を提出している。

以上、説明したが、退職者の再任用等により正規職員の配置が変更される場合があるので、了解をお願いする。また、不明な点があれば、人事課へ問い合わせをお願いする。

なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構わないが、変更する場合は、変更内容を人事課へ文書で2月16日水曜日までに提出をお願いする。

市長

トータルとしては、899名ということで、900名を切ったわけであるが、定年退職以外の退職が予想より若干名増えた。23年度は、定年退職と採用の関係でいうと22年4月1日の職員数を上回るという話をしていたが、そのような事情で899名ということになっている。また、育休の対応の採用もあらかじめ予定していたが、その減員要素に対応するということで育休の対応としては1名については、23年度行う。このような状況で、各部局がそれぞれ増員等の要望があるかどうかと思うし、時間外のアンバランスも聞いている。そのような対応もしているが、なお、仕事の見直し、分担、部や局や課内で仕事をお互いにしながら対応をお願いしたい。

定員管理について何かあるか。

以上のような内容でよろしく願います。

(2) 「障がい」の表記の使用に関する取扱について

(福祉部)

市長

「障がい」の表記の使用に関する取扱について福祉部から説明をお願いする。

福祉部長

「障害」は、戦前は一般的には「障礙」と表記されていたが、昭和22年に公布された当用漢字表に「礙」、「碍」（礙の俗字）がなくなり、「害」の字が代用されるようになったとされている。障害の「害」という漢字の表記については、障害を持つこと自体が害悪である、また、障害者が社会や人に害悪を与えるなどのマイナスイメージを与えるものであることから、表記を見直すべきであるとの意見がある。「害」の字を見直す場合、ひらがな表記とするのか、「碍」とするののかについては様々な意見があり、さらには「障害」という用語自体を変えるべきとの意見もあるが、現在はこれに代わる用語の統一を見ていないのが実情となっている。

新居浜市では、国で検討されている表記見直しの結論が出るまでの間、マイナスイメージを与える「害」の表記は、人権尊重の観点からも不適切と考え、ノーマライゼーションの理念を推進するうえからも、「障害」を「障がい」と表記としたいと考え

ている。すでに、教育委員会では、平成20年からこのことについては実施済みということと、また、今年度策定予定の第五次長期総合計画、地域福祉推進計画についてもひらがなで表記をしている。

表記の取扱いについては、まず、1点目が、本市が作成する公文書、啓発資料、ホームページ等において、従来「障害」と表記していたもので、人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する、2点目として、法令、条例、規則、要綱等に使用している「障害」の表記は適用除外とし、今後、国で検討される表記見直しに合わせて変更する、3点目は、市民、関係機関、団体等に対しては、本市が使用する「障がい」表記について理解を求めるが、それぞれの表記使用については、自主的判断に委ねるものとしたい。

実施上の留意点等であるが、取扱いの実施日は、平成23年4月1日としたい。ただし、実施日前に「障がい」表記にすることができるものについては、このかぎりではない。2点目は、本取扱は、誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、実施日に変更が困難なものについては、条件が整い次第、表記を更新していただきたい。3点目は、実施日以降に配布する印刷物において、すでに印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新をお願いしたい。ただし、ホームページでの表記については、できる限り速やかに変更をお願いしたい。

市長

以上のように、第五次長期総合計画のスタートに合わせて表記の使用について取扱うということである。何かあるか。それでは、以上のようにするのでよろしく願います。

各部局から何かあるか。ないようなら第12回庁議を終わる。